

議案第53号

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第4条中「「100分の170」」の次に「と、「100分の125」とあるのは「100分の165」」を加える。

第2条 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「「100分の130」とあるのは「100分の170」と、「100分の125」とあるのは「100分の165」」を「「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。